

収支内訳書（農業所得用）の書き方

◎収入金額(裏面内訳からご記入ください。)

科 目	具 体 例
販 売 金 額	① 本年中の販売金額を記入します。 なお、販売後まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売したものについては、すべて本年中の販売金額になります。
家 事 消 費 事 業 消 費	② 農作物を家事(親族等に贈与した分も含む)及び事業(雇人費の現物支給、収穫した米を種糲として使ったり、土地代金を農作物等の現物で支払った等)のために消費した場合には、収穫時の生産者販売価格により計算して記入します。
雑 収 入	③ 米精算金、農作業受託、受取共済金、出荷奨励金、水稻共済無事払戻金、安定対策等交付金や補てん金等
農 作 物 の 棚 卸 高	⑤ 期首(1月1日)及び期末(12月31日)現在の農作物の棚卸高を記入します。 ⑥ 収穫時の生産者販売価格により計算します。 米麦等の穀類以外の農産物で数量がわざかなものについては、棚卸を省略しても差し支えありません。

それぞれの合計額(①・②・③・⑤・⑥)を表面の欄に書きます。

◎一般的な経費(家事上の費用は必要経費になりません。)

科 目	具 体 例
雇 人 費 (内訳の金額)	⑧ 農作業等に従事した雇人の労賃及び賄費等 ※親族(同居している父母等)は除きます。
小作料・賃借料 (内訳の金額)	⑨ 小作料、賃耕料、農機具等の賃借料、農協共同施設等の使用料
減価償却費 (裏面の金額)	⑩ 農業用の施設・機械・トラック等の償却費 ※計算方法は、裏面を参照してください。
利 子 割 引	⑪ 農業用に借入した負債の支払利子
租 稅 公 課	⑫ ①固定資産税、不動産取得税、自動車税などの税金 ②水利費、農業協同組合費、青色申告会の会費など (所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金、交通違反金は経費になりません。)

種 苗 費	⑬	種もみ、苗類、種いも、培土等の購入費
素 畜 費	⑭	子牛、子豚、ヒナ等の取得費及び種付け料
肥 料 費	⑮	肥料、堆肥等の購入費用
飼 料 費	⑯	飼料の購入費用
農 具 費	⑰	使用可能期間が1年末満か10万円未満の農具の購入費用
農 薬 衛 生 費	⑱	農薬の購入費用や共同防除費
諸 材 料 費	⑲	ビニール、むしろ、繩、釘、針金、支柱、マルチなどの諸材料の購入費用
修 繕 費	⑳	農機具、農業用自動車、建物、施設などの修理に要した費用(車検代含む) ※資産の価値を上げる修繕の場合は減価償却になります。
動 力 光 熱 費	㉑	農業に使用した電気料、水道料、ガス代、灯油や軽油、ガソリン代などの燃料費
作 業 用 衣	㉒	農作業に必要な衣類、長靴、手袋等
農 業 共 濟 掛 金	㉓	水稻、果樹、家畜等の共済掛金、農業に関する建物等の火災保険料、自動車の損害保険料 (満期返戻金のある長期損害保険は積立保険料に相当する部分の金額は必要経費になります)
荷 造 運 貨 手 数 料	㉔	段ボール代など出荷の際の包装費用、農協及び市場に支払う運賃や出荷手数料
土 地 改 良	㉕	土地改良事業の費用や客土費用
各 種 負 担 金	㉖	安定対策等の拠出金など
雜 費	㉗	上記以外の費用で農業経営上の必要な費用
農 作 物 の 棚 外 卸 高	㉘ ・ ㉙	期首(1月1日)及び期末(12月31日)現在の未使用の肥料・農薬等の棚卸高を購入価格により計算して記入します。 ※毎年同程度の数量を翌年度へ繰り越す資材については棚卸を省略しても差し支えありません。
⑰のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額		肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用を受ける金額を記入してください。この場合、販売証明書、所得計算の明細書を添付してください。

専従者控除

生計を一にする親族のうちで、1年間のうち6ヶ月を超える期間を申告者の営む事業に専ら従事している人(15歳未満の人や配偶者控除、扶養控除を受ける人は除かれます。)があれば、その専従者1人につき、次の①と②のいずれか少ない金額を控除することができます。

- ①配偶者 86万円、 配偶者以外 50万円
②[専従者控除前の所得金額⑮] ÷ (専従者数+1)

<例1>専従者控除前の所得金額⑮……2,250,000円

専従者……配偶者、長男

2,250,000／3=750,000円

配偶者 750,000円、 長男 500,000円

専従者控除の合計 1,250,000円

<例2>専従者控除前の所得金額⑮……1,200,000円

専従者……配偶者

1,200,000／2=600,000円

配偶者 600,000円

専従者控除の合計 600,000円

【経費にならないもの】

●家事上の費用について

- ①衣料費や食費などの家事上の費用
②農業用建物兼住宅について支払った賃借料、固定資産税、修繕費のうち住宅部分に対する費用
③水道料や電気料、燃料費等の家事分の費用

※家事関連費用のうちで、家事分と事業分との区分は使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によって按分して計算します。

●生計を一にする親族に支払った雇人費、小作料、賃借料について

生計を一にする配偶者やその他親族が、納税者の経営する事業に従事している場合に支払う雇人費や、生計を一にするそれらの親族から土地・家屋を借りている場合に支払う小作料・賃借料などは、必要経費に算入されません。

【減価償却費の計算】

取 得 価 額	取得価額そのままの金額を記入します。
償却の基礎になる金額	①平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 「取得価額×90%」の金額を記入します。 なお、減価償却費の累積額が取得価格の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行う場合には、「取得価格×5%」の金額を記入します。 ②平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産 取得価格そのままの金額を記入します。 ※上記計算方法は、定額法による計算方法です。税務署へ定率法による計算を届け出している方は計算方法が異なります。
償却方法	税務署に届けている償却方法を記入します。届け出ていない方は、「定額」又は「旧定額」となります。
耐用年数	下記の「主な減価償却資産の耐用年数表」を参照してください。
償却率	右記の「償却率表」を参照してください。
本年中の償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取り壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算した本年中の償却期間の月数を記入します。
本年分の普通償却費	「償却の基礎になる金額」×「償却率」×「本年中の償却期間」の金額を記入します。なお、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、減価償却費の累積額が取得価格の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行う場合には、「[(取得価格-取得価格×95%-1円)÷5]×本年中の償却期間」の金額を記入します。
未償却残高	本年中に取得した資産は、「取得価格」から「本年分の償却費合計」を差し引いた金額を記入します。前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高(「取得価格-前年末までの減価償却費の累積額」の金額)から「本年分の償却費合計」を差し引いた金額を記入します。
摘要要	取得資産が中古である場合や均等償却を行った場合にその旨を記入します。

【少額な減価償却資産について】

使用可能期間が1年未満か、取得価額が10万円未満の減価償却資産については、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

【一括償却資産について】

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合、「ハ 傷却率」欄に「1/3」と記入します。

【主な減価償却資産の耐用年数表】

●車両・運搬具

構造・用途	細目	耐用年数
一般用のもの	軽トラック、軽乗用車、貨物自動車(ダンプ式のもの)、軽ライトバン、フォークリフトなど	4
	貨物自動車(ダンプ式のものを除く)、普通ライトバンなど	5
	農業に使用した普通乗用車	6

●機械・装置

種類	細目	耐用年数
農業用設備	トラクター、田植機、コンバイン、穀物乾燥機、脱穀機、噴霧機、糾摺機、精米機など	7

●器具・備品

種類	細目	耐用年数
パイプハウス	主として金属製のもの	10

●構築物

構造・用途	細目	耐用年数
農業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの…用水路、農用井戸、貯水そうなど	17
	主として金属造のもの…かん水用又は散水用配管など	14

●建物

構造・用途	細目	耐用年数
倉庫用、作業場用	木造のもの	15

【償却率表】

	償却率(定額法)	
耐用年数	H19.3.31以前の取得	H19.4.1以後の取得
2年	0.500	0.500
3年	0.333	0.334
4年	0.250	0.250
5年	0.200	0.200
6年	0.166	0.167
7年	0.142	0.143
8年	0.125	0.125
9年	0.111	0.112
10年	0.100	0.100
11年	0.090	0.091
12年	0.083	0.084
13年	0.076	0.077
14年	0.071	0.072
15年	0.066	0.067

【中古資産の耐用年数(簡便法)】

●法定耐用年数の全部を経過した資産
 $\text{法定耐用年数} \times 0.2 = \text{耐用年数}$
 ●法定耐用年数の一部を経過した資産
 $\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} \times 0.8) = \text{耐用年数}$

※なお、上記の計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たないときは2年とします。